

組合運営

Q & A

質問内容



脱退を申し出た組合員の取扱い等について

組合員は、「事業年度の末日の90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できるが(中協法第18条)、事業年度末までは組合員たる地位を失なってないから、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有するが、脱退者の申出の点についての効力とその取扱い方について、

- (1) ①A組合員5月10日に脱退の申出をした場合
②B組合員7月2日に脱退の申出をした場合
③C組合員12月30日に脱退の申出をした場合
- (2) 脱退を申し出た組合員は、その後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
- (3) 脱退を申し出た組合員が、申出日以降組合賦課金を年度末まで納入しない場合の取扱い方について。
- (4) 未納賦課金を払戻持分と相殺して差し支えないか。中協法第22条からして相殺することも妨げないと解されているか。

回答内容



設問の組合事業年度終了日が3月31日であれば、(1)の①～③は、いずれも90日の予告期間を満足させてるので、脱退の申告があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないから、脱退の申出をしない組合員となるら差別してはならない。したがって、(2)についても事業年度末までの期間内は組合員としての権利義務を負わなければならないし、また(3)にいうごとく、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となるわけである。

(4)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、あるいは民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務とを相殺することもできる。

告知

平成30年度 正副会長会議、理事会のご案内

日 時:平成30年5月11日(金) 午後12時00分～【正副会長会議】

午後 1時30分～【理事会】

場 所:山形市「ホテルメトロポリタン山形」

平成30年度 中央会通常総会のご案内

日 時:平成30年6月7日(木) 午後1時30分より

場 所:山形市「ホテルメトロポリタン山形」

会員の皆様には、万障お繕り合わせの上、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

Coffee break

●今年度から新規に～コーヒーブレイク～を設けました。

内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご一読ください!

Vol.6

Keep on Rolling! Keep on Bowling!

連携支援部 平井 保彦

‘70年代は、ボウリングブームで、早朝ボウリングをしてから授業を受けていました。男子プロでは、矢島純一、岩上太郎や女子プロでは、中山律子、並木惠美子、須田佳代子等が活躍していました。

当時、各地にたくさんのボウリング場があり、1～2時間待ちは当たりまえの時代でした。テレビでも、毎日のようにボウリング番組を放送され、女子プロはアイドル的存在でした。

‘80年代に入るとブームが去りほとんどが閉鎖され、現在では県内7つのボウリング場があるだけとなりました。

最近では、健康志向から、手軽な生涯スポーツとしてボウリングが見直されてきています。

私も以前はスキーをしていましたが、道具の準備や滑った後の運転が面倒になったこと等もあり、天候に左右されずプレーできるボウリングを再びはじめました。

ボウリングは、一投一投同じシュチュエーションは二度とないとか、板目1枚、立つ位置を変えてみると、奥が深いものです。ボウリング場に行かなければ、その良さ、楽しさはわかりません。是非、ボウリングに足を運んで下さい。